

学校の経営

(1) 学校経営の基本方針

日本国憲法、教育基本法等の教育諸法規・法令に則り、保護者・市民の信託に応える教育を推進する。また、目まぐるしく変化する今の時代を生きる児童に「生きる力」を育むことをめざし、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努める。

(2) 教育目標

『自らよく考える子』

日々の「自らよく考える」経験を通して、以下の「知・徳・体」三側面からの伸長を目指すものである。

知・・・日々の学びの中で、学習の基礎基本を身に付け、それを基盤としながら探求心を持ち、自ら学びに向かおうとする子ども。

徳・・・相手の気持ちを慮り、内省の心を持ち、自らの行動を変えていくことのできる子ども。

体・・・生涯を通して、自ら健康的な生活を送ろうとする気持ちを持ち、それを習慣化できる子ども。

(3) 重点課題

本校の教育目標の実現のため、次の重点課題を設定し組織的に取りくむ。

- ① 思いやりがあり、互いに違いを認め合うことができる子どもの育成。
- ② あたりまえのことをあたりまえにできる子どもの育成
- ③ 自ら考えて判断することができる子どもの育成
- ④ 何事にも積極的に取り組み、最後までやり遂げる子どもの育成

(4) 本年度の重点目標

本校の教育目標の実現のため、市教育委員会が示した「学校園の管理運営に関する指針」を踏まえ、次の重点目標を設定する。

確かな学びと自立を育む教育の充実

1. 学校運営体制の確立

- (1) 校長・教頭は校務全般にわたってリーダーシップを発揮し、責任を明確にした校務処理体制を確立し、校内組織の活性化を図る。
- (2) 小・中学校の円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した学力向上の取り組みを推進する。→校区校長会の設定・小中生徒指導連携会議設立（不登校対応含む）
- (3) 各主任や主担のリーダーシップの下、信頼感に基づくチームワークで互いに学び合う機能的組織体制（同僚性）を構築することで、教職員一丸となった学校改革の実現にあたる。

2. 学習指導について

- (4) 小中一貫教育を踏まえ、9年間を見通した系統的・継続性のある学習指導を実施し、知・徳・体の調和の取れた「生きる力」の育成をめざす。→小中合同研究会年3回開催
- (5) 学習指導要領に基づいた、校内研究推進体制の確立を図り、校内研究部を中心とした校内研究の充実と公開授業・研究協議会等を通して教員の指導力向上と授業改善を図る。→校内研究授業年2回開催

- (6) 授業の中で ICT 機器を適正且つ効果的に活用し、指導方法の改善を図りながら、児童の学力向上につなげる。
- (7) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、学力向上担当者を中心とした組織的な取組みを推進し、「Hirakata 授業スタンダード」を踏まえた「ユニバーサルデザイン」の視点による授業改善及び家庭学習の充実をめざす。
- (8) 「やりたい、やってみたい」探求課題を持ち、またそれに対して、単元全体での見通しを持ち取り組む力を育てるために、教科横断的・追究的な学習を展開する。

【具体的な取り組み】

- 学習指導要領に基づいた教育課程を編成し、適正な年間標準授業時数を確保する。
- 毎週の学年会及び「授業力向上推進デー」を主体とした授業改善に取り組む。
- 児童主体の学習活動（グループ学習、ペアワーク、児童の発表等）を行う等、学び合いの学習指導に取り組むことにより、人間関係づくりや確かな学力を育成する。
- 児童主体の学習活動において、タブレットの有効活用についての研究・実践を推進し、一人ひとりがいきいきとした授業をめざす。
- 学習の基盤となる非認知能力を伸ばすための実践を行う。
- 各教科の指導において、ICT を適切に活用した授業実践（デジタルコンテンツの活用等）を行うなど、よりわかりやすいビジュアルな授業づくりに努める。
- 枚方市小中一貫英語教育については、外国語専科教員を核とし、コミュニケーション能力の育成に取り組む。
- スタートカリキュラムを生活科を中心に編成し、合科的、関連的な指導を図る。
- 音楽科において、国歌「君が代」を全学年において歌えるように指導する。また、社会科においては、国旗及び国歌の意義等について適切に指導する。
- 漢字作文、ビブリオバトル等、児童の学習意欲を喚起する取組を通じて、言語活動、コミュニケーション能力の育成に努める。
- 基礎・基本の学習内容の確実な定着を図るため、国および府の学力等テストの結果等を活用し、指導方法や指導内容の工夫改善を図る。
- 教育課程にプログラム学習を位置づけ、各学年段階に応じて、論理的な思考の育成を図る。
- コンピュータ等を適切に活用し、情報活用能力を培い、情報リテラシーの育成に努める。また、情報セキュリティ実施手順書に基づいて管理する。
- 身近な環境課題や自然とのふれあいを通して、地球規模の視点に立った環境教育を推進するとともに、SDGs との関連を図る。
- 地域等の協力を得ながら、地域行事への積極的な参加やボランティア活動などの社会体験を通じてその実践的態度を育成する。
- 学校図書館、学級文庫等を有効に活用しながら図書教育の充実に努め、読解力及び思考力を向上させることで感性及び表現力を高め、創造力豊かな児童の育成に努める。
- 学校図書館司書、司書教諭、学級担任等が互いに連携し、学校図書館を活用した読書活動及び調べ学習を各教科、総合的な学習等の時間に行い、児童が自ら考え自ら学ぶ力の育成に努める。
- 教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図り、評価規準および評価基準等を児童・保護者に具体的に示すことで信頼性の構築と説明責任を果たす。

3. キャリア教育について

- (9) 発達段階に応じ、児童一人ひとりが自らの生き方を考え、学ぶことと自己の将来とのかかわりを見通

すことができるよう、組織的・系統的な指導・支援を行う。

- (10) 各学年の行事等において、「目標設定、主体的な取り組み、取り組み後の振り返り」を適切に行い、小学校6年間、中学校3年間を見通した系統的なキャリア教育に取り組む。

【具体的な取り組み】

- 低学年では、学校生活への適応や自分の役割を果たすことの重要性を認識させる取り組みを行う。中学年では、地域、市内の働く人々に目を向けさせ、将来の夢や希望を考えさせる取り組みを行う。高学年では、施設の見学、授業での調べ学習等を通じ、将来の夢へ向けて、今の自分に何ができるかといったことを具体的に考えさせる取り組みを行う。
- 地域の人材を活用しながら、地域と学校、そして自らとのかかわりを総合的に考えさせる取り組みを行う。

豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

4. 道徳教育について

- (11) 道徳教育の全体計画及び年間指導計画の下、「特別の教科道徳」と日々の活動を通しての道徳的な指導などを有機的に関連しながら道徳教育の充実を図る。
- (12) 道徳教育推進教師を中心に、全体計画・年間指導計画に基づく「特別の教科 道徳」を要とする教育活動全体を通じ、生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己の人間としての生き方について考えを深める学びにより、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を身につける。
- (13) 「特別の教科 道徳」の指導方法や評価の在り方について組織的に研究・実践及び検証を行う。

【具体的な取り組み】

- 子どもとの好ましい人間関係を基盤とした、内面にふれる「心の教育」を推進する。
- すべての教育活動を通じて、道徳的心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を育成する。
- 体験活動等により、規範意識や社会性を育成する。
- 国、府や市の資料等を積極的に活用する。
- 道徳の授業公開や地域の人々の参画等によって、家庭や地域社会との連携を図る。

5. 人権教育について

- (14) 枚方市「人権教育基本方針」を踏まえ、人権教育を学校教育に正しく位置づけ、校内体制を整備した組織的な指導に努める。
- (15) 児童の実態に踏まえた全体計画及び年間指導計画の作成と活用を行い、年度途中であっても適切な見直しを行うなど、日常的に人権感覚の醸成を促す。
- (16) 我々の周りにある様々な人権課題について取り上げ、人権尊重についての理解を深めさせる取り組みを行う。

【具体的な取り組み】

- 教職員一人ひとりが、豊かな人権意識・感覚をもって教育活動を展開できるよう研修を充実する。
- 生徒一人ひとりの自尊感情を育むとともに、文化の違いを互いに尊重し共に生きる力を育む教育を推進する。
- 障がいのある生徒等の人権を尊重することを基本に、障がい者理解を進める学習活動を推進する。
- 男女平等等を基礎とした教育活動を適切に計画・実施する。
- 性的マイノリティについての理解を深め、誰もが相談しやすい環境を整え、個々の心情に配慮した教育を

進める。

- 家庭や地域との連携を深め、人権意識の高揚・啓発を積極的に推進する。
- セクハラ、パワハラ等、あらゆるハラスメントに関して相談窓口の機能を充実するとともに、研修等を通して人権意識の高揚を図り、防止に努める。
- 虐待の防止にあたっては早期発見に努め、発見に至っては関係機関と連携する。
- 新型コロナウイルス感染症や各種疾病等にかかる偏見や差別を生まないための取り組みを行う。

6. 健康教育について

- (17) 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を分析・活用した、体力向上推進計画を作成し、家庭・地域と連携して体力向上の取り組みを図る。
- (18) 食物アレルギーの生徒については、大阪府「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」等を活用し、保護者と主治医との連携を図りながら、全ての教職員が情報を共有して対応に努める。
- (19) 学校全体で新型コロナウイルス感染症等の疾病対策を推進する。

【具体的な取り組み】

- 体力や運動能力の実態を的確に把握し、指導の改善に資するとともに、体力づくりに積極的に取り組み、計画的に体力・運動能力の向上に努める（年間計画の作成）。
- 学校保健委員会の設置、活性化を図り、児童の食事・運動・休養の「健康3原則」等の望ましい生活習慣を確立するため、家庭・地域、学校医と連携し取り組む。
- 健康相談を充実させ、健康教育を一層推進する。
- 感染症や食中毒の動向に十分留意し、安全・衛生管理の徹底を図る。
- 「食」に関する指導を教育課程に位置づけ、学校・家庭・地域が連携・協力し、望ましい生活習慣の形成に努める。
- エピペン、AEDの使用について全教職員で研修を行う。
- 性教育及びエイズ教育については、研修を深め、発達段階に応じて計画的に指導する。

7. 特別活動・その他の教育活動について

- (20) 児童の発達段階等を考慮し、各教科、道徳、及び「総合的な学習の時間」等の指導との関連を図りながら計画的に実施する。

【具体的な取り組み】

- 児童会活動を核として、児童主体の行事を行い、自治活動の重要性や楽しさを体感させるとともに、学校を愛する心を醸成させる。
- 教職員及び児童全員が、日々の清掃活動を行うことにより、美化意識の高揚を図る。
- 学級活動等の指導においては、児童がよりよく考え行動できるよう、適切な趣意説明を行い、教育効果を高める。
- 年間10回程度、それぞれクラブ活動及び委員会活動を行う。クラブ活動では、同好の異学年児童の編成で行うことで、同じ興味・関心をもつ者同士での活動の楽しさを味わわせ、また協調する態度を養う。委員会活動では、異学年で学校組織に必要な活動を行うことで、自治活動や協力して行うことの重要性を学ばせる。

教職員の資質と指導力の向上

8. 教職員の服務について

- (21) 教育公務員は、教育を通じて全体に奉仕するものであり、生徒の人格形成を支援する自覚と責務をも

って職務にあたるものとする。

(22) 職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、国民全体の奉仕者にふさわしい厳正な服務規律を確保する。

【具体的な取り組み】

○年間 10 回程度、服務研修を実施する。

9. 学校の業務改善について

(23) 教職員の労働安全衛生に対する意識の醸成を図り、健康保持及び快適な職場環境の構築に努める。

(24) 業務改善推進委員会を核として、ICT 機器の活用を含めた業務の効率化を推進する。

【具体的な取り組み】

○各種会議は論点を明確にし、終了時刻を示す。

○日々の連絡事項は ICT 掲示板で行い、打ち合わせは夕刻に週 2 回実施とする。

○月単位、年単位で業務を見通し、計画を立て、遂行する。

10. 教職員研修について

(25) 公教育に携わる者としての使命を自覚し、自らの資質の向上に努める。

(26) 学習指導の内容・方法について研究授業を推進し、組織的・計画的に実施する。

【具体的な取り組み】

○学校環境を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、主体性を発揮しながら個別最適な学び、協働的な学びにより、教職生涯を通じて学び続ける。

○常に研究と修養に励み、互いに学び合う姿勢を通して同僚性を高め、組織的対応により、職務を遂行する。

「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

11. 支援教育について

(27) 全ての児童、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と推進を啓発し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取り組みを進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点から集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努める。

(28) 障害のある生徒及びその保護者の意向を受け止め、十分な配慮のもとに合理的配慮の観点を踏まえた支援教育に全教職員で取り組む。

【具体的な取り組み】

○すべての教職員が支援教育に関する理解を深め、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導・支援を提供することにより、障がいのある子どもの学びの充実をめざす。

○一人ひとりの障がいの状況に応じた個別的教育支援計画、個別の指導計画に基づき、適切な教育課程を編成し、個々の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級や通級による指導、支援学級という、連続性のある多様な学びの場の充実を図るとともに個に応じた指導と、集団における指導をバランスよく行い、障がいのある子どもの学びの充実をめざす。

○支援学級における指導の内容及び指導時数に十分留意する

○自立活動を充実させるなど、指導方法の工夫や改善に努める。

○通常の学級に在籍する LD、ADHD、高機能自閉症等、特別支援に該当する児童の指導にあたっては、支援教育コーディネーターを中心に、全校的な支援体制のもと適切な指導を行う

○教職員の障がいのある児童への理解を深め、全校的な協力体制を確立する。

○小中間の連携を深め、一人ひとりの障がいの状況を把握し、継続的な指導に努める。

社会に開かれた学校づくりの推進

12. 学校・家庭・地域の連携について

(29)「開かれた学校」から地域と一体となって生徒を育む「地域とともにある学校」への推進に心がけ、家庭や地域との双方向への交流を積極的に進める。

【具体的な取り組み】

- 『学校づくりは地域づくり』であることを踏まえ、学校・家庭・地域が連携して子どもの育ちを支援する。
- 土曜授業やオープンスクール等を活用した、保護者・地域が学校教育に参画しやすい取り組みを推進する。
- 教育活動に関する情報をブログや通信等で保護者や地域に積極的に提供する。
- 学校に対する要望・意見等を十分受け入れるため、「学校教育自己診断」等を活用し相互理解を深める。
- PTA、地域教育協議会と連携し、学校・家庭・地域の総合的な教育力の構築を図り、地域住民の豊かな人間関係づくりをめざす。

学びのセーフティーネットの構築

13. 安全について

(30) 大阪北部地震をはじめ、東日本大震災・阪神淡路大震災等の教訓を風化させることなく、様々な災害を想定した実践的な避難訓練を行い、万が一の事態に備え、「主体的に行動する態度」「自助・共助を大切にす態度」を育成するよう指導する。

(31) 警察や地域と連携した実践的な防犯訓練の実施により、児童が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成に努める。

【具体的な取り組み】

- 安全・安心な学習環境を保持するため、定期的な安全点検の実施により事故の未然防止に努める。
- 日々の登下校指導を徹底し、学期に一度、地区児童会を行うことで、具体的な登下校指導を地区班単位で行う。
- 地域の見守り隊(愛・ウォッチャー)と連携し、登下校の安全な見守りを行う。
- 1年生での誘拐対応訓練、2.4年生での交通安全教室、年間6回の避難訓練、引き取り訓練等を通し、安全対策を徹底する。
- 近年の6月・7月の異常高温を受け、今年度の運動会は10月下旬に開催する。
- 危機管理マニュアルは実行あるものとして常に改善を図り、学校の安全管理体制の充実に努める。
- 事件・事故等発生の場合は速やかで適切な初期対応を行うとともに管理職に報告する。
- 災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、家庭との連絡方法・登下校の安全確保等も含めた防災訓練等を実施し、常にその改善に努める。さらに、保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域で安全確保の取組に努める。
- 地域・保護者と協力し、計画的に交通安全指導を行う

13. 生徒指導について

(32) 生徒指導主担を中心に組織的な生徒指導体制を確立する。

(33) いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、加害者への教育的配慮とともに、被害者の精神的苦痛や不安を克服できるよう、誠実かつ丁寧に組織的対応を行う。

(34) 全教職員がカウンセリングマインドを身に付けた生徒指導を行う。

(35) 児童の生活実態を把握して指導方針を確立し、問題行動の未然防止に努める。

(36) 不登校の「未然防止」「早期発見・早期対応」「登校支援」を計画的に行う。

【具体的な取り組み】

- いじめの未然防止に努めるとともに、アンケート調査、個人面談による実態把握に努め、いじめを早期に発見し、積極的に認知するよう努め、認知により、教職員が一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止等の対策のための組織」と情報を共有し、当該組織が中心となり、迅速な情報収集・情報共有に努め、明確な方針のもと、被害生徒・保護者に寄り添った組織的対応を行う。
- 児童の問題行動には複数の教師で対応し、事実関係を正確に把握して適切な初期対応に努めるとともに、管理職及び学年に速やかに報告して組織的に対応する。
- 学級担任以外の相談員(養護教諭、通級指導担当教員)を明示し、児童が相談しやすい環境を整える。また、児童及びその保護者に校内の相談窓口として、心の教室を紹介する。
- 不登校支援については未然防止・早期発見・早期対応に努め、欠席しがちになる等の兆候を把握した場合は、機を逸することなく家庭訪問等を通じて保護者との協力体制を築き、きめ細やかで適切な対応を図るとともに、相談体制の充実、ICT機器の活用を含む継続的な支援を行う。また、すべての児童が安心して過ごせるよう、自己肯定感や自己有用感を高めることや居場所づくり、子どもどうしの絆づくり等、魅力ある学校づくりを推進する。
- 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、あらゆる機会を通して、相手を尊重する心を醸成し、いじめ等のない学校づくりを推進する。
- 子ども家庭センター、子どもの育ち見守りセンター、警察等の関係諸機関との連携に努める。
- 生徒指導方針を保護者に示し、学校・家庭が一致した指導が行えるよう理解を求める。

学びを支える教育環境の充実

- (37) 学校施設の日常的な管理を行うとともに、児童の「自分たちの学校を大切に使おう」という態度の育成に努める。
- (38) ICT機器を取り扱うにあたり、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に沿ったリテラシーを身につけ、活用に努める。

生涯学習の推進と図書館の充実

- (39) 豊かな心を育てるとともに、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことによって情報活用能力等を育成するため、学校図書館運営方針及び年間計画を策定する
- (40) 学校図書館運営方針及び年間計画に則って、司書教諭・学校司書を核とし、読書活動を推進し、学校全体で各教科等における学習や教科横断的・探求的な学習が充実するよう、学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組む。

【具体的な取り組み】

- 「学習・情報センター」として、年間指導計画に基づき、各教科等の学習において活用しやすい環境を整え、授業で役立つ資料を準備するなどの取組を充実させるために、公立図書館と連携を図り、団体貸し出し等のサービスも積極的にする。
- 図書委員会が中心となり、読書ビンゴカードなど、児童が楽しく読書に親しむ機会をもうける。
- お話を語る会など校外機関による定期的な読み聞かせの時間を設ける。

文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

- (41) 地域等との連携により社会と関わる機会を充実し、積極的に学校施設等を開放することにより、体験活動を充実させる。